

青森県報

第三千五百五号

平成二十四年
二月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による施術者の指定

(健康福祉課) 一

救急診療所の設置

(医療業務課) 一

保安林の指定

(林政課) 二

漁業の許可等の申請期間

(水産振興課) 二

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生

(河川砂防課) 二

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(河川砂防課) 三

漁船保険付保義務の発生

(下北地域
県民局) 三

公 告

県税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

(税務課) 四

土地立入の通知

(監理課) 五

一敷地内建築物の認定

(建築住宅課) 六

出先機関

土地改良事業計画変更の認可

(上北地域
県民局) 六

右 同

(同) 七

土地改良区の管理規程の認可

(同) 七

公安委員会

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

(保安課) 七

右 同

(同) 八

正 誤

平成二十三年十二月十四日号外第九十一号監査委員中……(監査委員) 一〇
(事務局) ……

告 示

示

青森県告示第百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指定年月日
工藤 良子	黒石市境松二丁目一四三	平成二十四・一九

青森県告示第百二十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
はちのへハリート センタークリニ ック	一 八戸市大字田向字間ノ田六五の	平成二十七年二月二十三日

青森県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字東田沢字茂浦越沢五六の一、六〇、六二の一、七七、字小湊

越一〇の二六、一〇の三一

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百二十五号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十四年四月二日から同月十三日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあつた共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 操業期間 平成二十四年五月一日から同年八月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第百二十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四〇の三 飯田 健一郎 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五七の一 高森 一俊	外ヶ浜第四区域 外ヶ浜漁業協同組合 の地区のうち、字蟹 田、字下蟹田、字上 蟹田、字蟹田五ヶ沢、 字蟹田中師宮本の区 域	主として底建網漁 業
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川 一一〇の二 木村 正彦 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川 六五の三 前田 光春	外ヶ浜第七区域 外ヶ浜漁業協同組合 の地区のうち、字平 館根岸小川、字平館 根岸父ヶ沢、字平館 根岸長屋形、字平館 野田才の神、字平館 野田尻高川、字平館	主として底建網漁 業

北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五〇三 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊三八 越野 鉄三郎	野田鳴川、字平館野 田山下の区域	小泊区域 小泊漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の二 柏崎 勝治	下前区域 下前漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前三四の五 柏崎 智好			
下北郡東通村大字小田野沢字浜通五七 二本柳 高男	白糠区域及び小田野沢区域	内水面以外の水面において底置網を敷設して営む漁業(以下「底置網漁業」といふ)であつて、この地区の者が行う漁業	
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三五〇 川村 久雄	地区及び小田野沢漁業協同組合の地区 小田野沢漁業協同組合の区域		
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三一の八 山下 聖太郎	新深浦町第一区域 新深浦町のうち、大字榊原、大字北金ヶ沢、大字風合、大字瀨田、大字北金ヶ沢、大字風合、大字瀨田、大字磯及、大字汐干浜の区域	いかつり漁業	
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三一の九 佐藤 利光			

青森県告示第百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

立蛇一号急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡おいらせ町		立蛇	五五の八
二				一一二の二
三				一一〇の一
四				一一一の二
五				四三の一
六				四三の六

青森県告示第百二十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市脇野沢新井田二八番地	脇野沢
むつ市脇野沢寄浪一五番地二	
むつ市脇野沢九艘泊一五七番地	
下北郡東通村大字猿ヶ森字家ノ上一〇番地二	猿ヶ森
下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六番地	
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇番地	

公 告

県税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 県税納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 業務期間 平成二十四年四月二日から平成二十五年三月三十一日まで
- 4 作成予定数量

(一) 個人事業税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 四千八百通

(二) 個人事業税第二期分納付書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 三千八百通

(三) 不動産取得税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、一部封入のみ） 二万二千五百通

(四) 自動車税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 四十一万四千通

(五) 自動車税納税通知書（封入封かんなし） 三万一千通

(六) 自動車税納税通知書兼減免通知書（封筒作成、封入封かんあり） 三千通

(七) 自動車税減額通知書（封筒作成、封入封かんあり） 一万通

(八) 自動車税口座振替不能通知書兼督促状（封筒作成、封入封かんあり） 一千通

(九) 自動車税催告書（封筒作成、封入封かんあり） 四万六千通

(十) 自動車税徴収引受通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 二万五千通

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付けされた者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有している者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS1 128（旧UC C/EAN 128）バーコード）及び郵便物のカスタマバーコードを生成、印字できる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 資格の審査等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、県税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、青森県総務部税務課長へ申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード（GS1 128（旧UCC/EAN 128）バーコード）を印字したものの十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものの十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成二十四年三月八日

5 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七 七二二 一一一一（内線五四二二）

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟 二階 C会議室

2 日時 平成二十四年三月二十三日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成二十四年四月二日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書ことの金額にそれぞれ百分の五に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、納税通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

4 入札手続の停止等

平成二十四年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法（昭和二十六年法

律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二 事業の種類

北海道新幹線建設工事及び付帯工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

青 森 市										市 町 村 名	大 字 名	字 名	
前	奥	瀬	飛	西	羽	油	岡	新	新	石	大	字	名
田	内	戸	鳥	田	白	川	町	城	田	江	字	名	
中野、湯の沢	宮田、川合、平塚	磯田、神田	塩越、岸田、福浦	浜田、沖津、山辺	富田、池上、沢田	実法、船岡	松本、藤戸	平岡、福田	忍	高間			

今東 津 別 輕 町郡	外東 ヶ津 浜輕 町郡	蓬東 津 田 輕 村郡														
今 大 川 平 別		広 瀬	瀬 辺 地	郷 沢	蓬 田	阿 弥 陀 川	長 科	中 沢	四 戸 橋	後 瀧	六 枚 橋	小 橋	左 堰	内 真 部	清 水	
中沢、西田	母沢、槌菱、二股、上股、与次郎沢、深沢、清川、安兵衛川、熊沢、村元	坂元、高根	山田、田浦	浜田	汐越、蓬田山、宮本	汐千、江利前沢山	浦田、川瀬、鶴娘	池田、浪返	富田、磯部	大原、平野	不浪知、山越	福田、千鳥、伊沢、田川	大科、野田	岸田、平岡	成見、生田	
	蟹田南沢山口、蟹田南沢館下、蟹田小国館下、蟹田山本野脇、蟹田山本紅葉坂、蟹田山本前田、蟹田大平山元、蟹田小国東小国山、蟹田小国西小国山、蟹田小国三枚橋、蟹田大平沢辺															

浜 名	中宇田、浜名沢、中野、黒崎
-----	---------------

四 立ち入るうとする期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

一 敷地内建築物の認定

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる一又は二以上の建築物（以下「一敷地内建築物」という。）の認定をしたので、同条第八項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一敷地内建築物に係る一団地の区域

むつ市緑町五の一、五の九

二 一に掲げる区域等を表示した図書を縦覧に供する場所

青森県県土整備部建築住宅課

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、藤島川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十四年二月十六日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十四日

上北地域農民局長 五十嵐 昭 彦

事業名 維持管理

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十四年二月十六日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十四日

上北地域県民局長 五十嵐 昭彦

事業名 維持管理

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の指久保ダム管理規程を平成二十四年二月十六日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十四日

上北地域県民局長 五十嵐 昭彦

管理規程の概要

一 貯水、放流及び取水に関する事項

ダム管理責任者は、適正な満水位に貯水を行い、原則として毎年五月四日までにダムの貯水を常時満水位にするものとし、ダムから放流を行う場合は、下流に支障を及ぼさない程度の流量を限度とし、ダムからの取水を行う場合は、気象、水象及びかんがいの状況を考慮して、受益地の必要な水量を毎年五月五日から九月一日までのかんがい期間において行うものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

ダム管理責任者は、ダム及び貯水池の管理上必要な機械、器具及び資材について、定期に及び時宜により点検及び整備を行い、常時良好な状態に維持しなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

ダム管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関への通報及び情報の収集を行い、ダムの操作のため必要な措置をとるものとする。

る。干ばつのおそれがあるときは原則としてダムからの取水を停止し、取水に関する節水計画をたて、著しい用水不足を生じないように努めるものとする。地震が発生したときは、ダム及び貯水池の臨時点検を行い、関係機関に通報するものとする。

四 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

ダム管理責任者は、天気、気圧、気温、湿度、風向及び風速、水位、流入量、降水量、積雪深、放流量等について定期的に観測しなければならない。

五 その他施設の管理に關し必要な事項

ダム管理責任者は、ダム管理日誌を備え、当該ダムの管理に係る事項を記録し、毎月十日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

公安委員会

青森県公安委員会告示第十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十四年二月二十四日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	受 付 時 間	講 習 時 間	講 習 場 所
平成二十四年 六月三日	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から午 後四時まで	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ	

七月十九日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
八月二十四日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判（縦三十六ミリメートル・横二十四ミリメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十四年二月二十四日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	受 付 時 間	講 習 時 間	講 習 場 所
平成二十四年 四月十九日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	つがる市木造曙五四の一 つがる市木造中央公民館	
四月二十六日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署	
五月十五日	"	"	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署	
五月二十三日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署	
五月二十五日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字 関根四の一 ジョイワーク三戸	
六月十二日	"	"	むつ市中央二丁目三の一〇 むつ市立図書館	
六月二十六日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署	
七月一日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ I	
七月五日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署	
七月二十五日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署	
八月二十三日	"	"	十和田市西六番町一の一 十和田警察署	
九月六日	"	"	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 二七 鰺ヶ沢警察署	

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

三月十四日	"	"	上北郡野辺地町字新町裏一の野辺地警察署
三月五日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三の二弘前警察署
二月十九日	"	"	十和田市西六番町一の四一十和田警察署
二月五日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の一黒石警察署
平成二十五年一月十七日	"	"	青森県総合社会教育センター九の七
十二月十二日	"	"	五所川原市字栄町六の一五所川原警察署
十一月十八日	"	"	弘前市総合学習センター一の弘前市大字末広四丁目一〇
十一月十五日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二五戸警察署
十月二十八日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の一ジョイワーク三戸
十月十六日	"	"	むつ市中央二丁目三の一〇むつ市立図書館
十月一日	"	"	七戸警察署
九月十三日	"	"	上北郡七戸町字大沢五七の四九
			三戸郡五戸町字下モ沢向一の六五戸警察署

- 3 猟銃用火薬類に関する法令
三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

- 四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判（縦三十六ミリメートル・横二十四ミリメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

- 五 講習修了証明書の交付

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

